

平成 19 年 9 月 20 日

金融庁 総務企画局企業開示課 御中

全国銀行協会

「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係ガイドライン(案)の公表について」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○「内部統制府令ガイドライン(案)」([別紙4])について

・「第一章 総則 3-1」について

国、地方公共団体に「準ずる機関」について例示していただきたい。

(理由)

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制の構築に関する委託先を特定することが必要であるため、「委託先が国、地方公共団体又はそれらに準ずる機関の場合には、この限りではない。」との記載における「それらに準ずる機関」を例示していただきたい。

以 上